

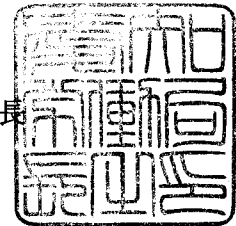


愛労発基第 314 号

平成 22 年 6 月 28 日

社団法人日本クレーン協会東海支部長 殿

愛知労働局長



移動式クレーン転倒等に対する「事故報告書」提出の徹底について

平素より、クレーン等に対する労働災害防止の推進につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、移動式クレーンに対する作業の安全確保については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいてクレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格及び移動式クレーン運転士等に対する安全衛生教育の推進等によりその徹底を図ってきたところです。

しかしながら、近年、愛知県はもとより全国各地において移動式クレーンの転倒事故が繰り返し発生している状況にあり、愛知労働局管内において本年 1 月に積載型トラッククレーン（つり上げ荷重 2.9t）の転倒事故が連続して発生していることは誠に遺憾なことであります。

これら転倒事故の多くは、移動式クレーン構造規格第 27 条で規定する過負荷防止装置を解除しているもの、クレーン等安全規則第 70 条の 5 で規定するアウトリガーの張り出し不足によるもの等作業管理上の問題が認められるほか、労働安全衛生規則第 96 条第 5 号に規定する「事故報告書」が所轄労働基準監督署に提出されていない事実も認められるところであります。

一度、移動式クレーンの転倒事故が発生すると、社会的に大きな注目が集まり日常生活の安全を脅かすものとして大変な批判を受けることとなるほか、関係法令で定める安全装置を無効にすることは極めて危険な行為であり事案によっては司法処分に付す場合があります。

については、貴協会に対する平成 20 年 3 月 26 日付け愛労発基第 127 号「移動式クレーンに係る転倒災害防止の徹底について」の要請に加えて、労働安全衛生規則第 96 条第 5 号に基づく「事故報告書」が遅滞なく提出されるよう貴協会の会員をはじめ関係方面に対し周知されるよう要請します。